

# 役員及び評議員の報酬並びに 費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- (1) 理事長及び専務理事 役員報酬
- (2) 上記以外の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 全理事の報酬総額は、年間8,000万円以内とする。
- 4 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 5 理事長及び専務理事に対する役員報酬の報酬額は、別表2の基準額表により定め、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。
- 6 前条第1項第2号に支払われる報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員及び評議員には、出張等に要する旅費(宿泊費含む)を、別表4に定める基準に基づき支給することができる。但し、赤穂市内の役員等が赤穂市内で開催する理事会・評議員会等に出席した場合は旅費を支給しない。

(支払日及び支払方法)

第6条 理事長及び専務理事の役員報酬及び費用(旅費を除く。)の支払日及び支払方法は、以下のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬の支払日及び支払方法は、理事長に関する規程第5条による。
- (2) 専務理事の報酬の支払日及び支払方法は、専務理事に関する規程第3条による。

2 第3条第1項第2号及び評議員の報酬・旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給、又は支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬の支給の基準として公表する。

(実施規定)

第9条 以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

別表 1

## 評議員の報酬額表

1 公認会計士、弁護士等の資格を有する者

| 区分                      | 日額      |
|-------------------------|---------|
| 評議員会への出席及び法人・施設業務のための出勤 | 30,000円 |

2 上記に該当しない者

| 区分                      | 日額     |
|-------------------------|--------|
| 評議員会への出席及び法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |

## 役員報酬基準額表

(年俸月額)

| 号俸 | 金額         | 号俸 | 金額         |
|----|------------|----|------------|
| 1  | 300,000円   | 21 | 1,550,000円 |
| 2  | 400,000円   | 22 | 1,600,000円 |
| 3  | 500,000円   | 23 | 1,650,000円 |
| 4  | 600,000円   | 24 | 1,700,000円 |
| 5  | 700,000円   | 25 | 1,750,000円 |
| 6  | 800,000円   | 26 | 1,800,000円 |
| 7  | 850,000円   | 27 | 1,850,000円 |
| 8  | 900,000円   | 28 | 1,900,000円 |
| 9  | 950,000円   | 29 | 1,950,000円 |
| 10 | 1,000,000円 | 30 | 2,000,000円 |
| 11 | 1,050,000円 | 31 | 2,050,000円 |
| 12 | 1,100,000円 | 32 | 2,100,000円 |
| 13 | 1,150,000円 | 33 | 2,150,000円 |
| 14 | 1,200,000円 | 34 | 2,200,000円 |
| 15 | 1,250,000円 | 35 | 2,250,000円 |
| 16 | 1,300,000円 | 36 | 2,300,000円 |
| 17 | 1,350,000円 | 37 | 2,350,000円 |
| 18 | 1,400,000円 | 38 | 2,400,000円 |
| 19 | 1,450,000円 | 39 | 2,450,000円 |
| 20 | 1,500,000円 | 40 | 2,500,000円 |

別表 3

## 第3条第1項第2号の報酬額表

1 公認会計士、弁護士等の資格を有する者

| 区分                      | 日額      |
|-------------------------|---------|
| 理事会等への出席及び法人・施設業務のための出勤 | 30,000円 |

2 上記に該当しない者

| 区分                      | 日額     |
|-------------------------|--------|
| 理事会等への出席及び法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |

別表 4

## 旅費の支給基準表

1 交通費

| 鉄道・船舶・航空料金        | 自家用車          |        |
|-------------------|---------------|--------|
| グリーン料金・ファーストクラス料金 | 1 km 当たり 25 円 | 有料道路料金 |

2 宿泊料金

| 宿泊料     |
|---------|
| 50,000円 |